

コンプライアンス推進委員会規程

新規制定：2011年10月01日
更新日付：2012年07月24日

株式会社 新世紀システムズ

(総則)

第1条 この規程は、コンプライアンス推進委員会について定める。

(目的)

第2条 コンプライアンス推進委員会は、法令を誠実に遵守する公正な経営を実践する目的で行う。

(任務)

第3条 コンプライアンス推進委員（以下、単に「委員」という）の任務は、次のとおりとする。

(1) 職場のメンバーに対し、コンプライアンスへの関心を高めること。コンプライアンスの経営方針を周知すること

(2) 法令を誠実に遵守する公正な職場風土を形成すること

(3) 法令違反を防止すること

(4) その他法令遵守に関すること

(選任単位)

第4条 委員は、原則として、部署毎に1名以上選任する。

(任命)

第5条 委員は、その部署の所属長が推薦する者を社長が任命し、委員長についても社長が任命する。

2 所属長は、その条件を満たす者を社長に推薦しなければならない。

(1) 部署の業務に精通していること

(2) 業務に関連のある法令について、一定の知識を有していること

(3) 勤務態度が良好であること

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員は、前条の規程にかかわらず、任期が満了しても後任者が選任されるまでは、その任務を継続しなければならない。

(法令違反の防止)

第7条 委員は、職場において法令違反行為が生じることのないよう、十分注意を払わなければならない。

(中止の説得)

第8条 委員は、職場において法令違反が行なわれそうになったときは、その行為を計画している者を説得し、これを中止させるように努めなければならない。

2 説得にもかかわらず、他の社員が法令違反行為の中止勧告に応じないときは、速やかに、所属長に通報しなければならない。

CMP004

(担当所属長への定期報告)

第9条 委員は、職場におけるコンプライアンスの状況を、毎年10月、正確に部門担当所属長に報告しなければならない。

(研修会等の開催)

第10条 会社は、コンプライアンスに関する知識の向上等を目的として、委員を対象として研修会、連絡会議等を開催する。

2 委員は、会社が主催する研修会、連絡会議等に参加しなければならない。

(所属長の協力義務)

第11条 所属長は、コンプライアンス推進委員会の趣旨をよく理解し、委員の活動に協力しなければならない。

(責任の負担)

第12条 委員は、その任務を怠ったことにより職場において法令違反行為が発生したときは、その責任を負わなければならない。

(付則)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

■ 改版履歴

版数	制定/改訂日	該当頁/ 該当項目	制定理由/改訂の要点	承認	作成
初版	2011/10/01	全頁	新規作成		
第2版	2012/07/24	2頁	第5条に委員長の任命について追加		